

生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務の内容並びに公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

この要領は、現行の生活保護システムに代わる次期システムを選定するに当たり実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

1 業務名

生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務

2 賃貸借及び業務の内容

生活保護システム機器の賃貸借及び生活保護システムの保守、運用支援に関する業務。

詳細は、別紙「生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務仕様書」のとおり。

※仕様書等は、参加表明書の受領後に電子メールで配付する。

3 履行期間

ア 生活保護システム機器賃貸借

令和4年2月1日から令和9年1月31日までの60か月とする。

本契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）第2条第1号及び第2号に基づく長期継続契約であることから、契約約款に「翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。」旨を規定する。

イ 生活保護システム保守運用業務

令和4年2月1日から令和9年1月31日までの60か月とする。

本契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）第2条第1号及び第2号に基づく長期継続契約であることから、契約約款に「翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。」旨を規定する。

4 予算上限額

機器賃貸借及び保守運用業務の予算上限額は次のとおりと予定していることから、機器賃借料及び保守運用業務委託料の積算にあつては予算の範囲内とすること。

(1) 賃借料（消費税及び地方消費税を含む）

ア 令和3年度	4,980,391円
イ 令和4年度	29,882,346円
ウ 令和5年度	29,882,346円
エ 令和6年度	29,882,346円
オ 令和7年度	29,882,346円
カ 令和8年度	24,901,955円
キ 総額	149,411,730円

(2) 委託料（消費税及び地方消費税を含む）

ア 令和3年度	495,000円
イ 令和4年度	2,970,000円
ウ 令和5年度	2,970,000円
エ 令和6年度	2,970,000円
オ 令和7年度	2,970,000円
カ 令和8年度	2,475,000円
キ 総額	14,850,000円

(3) その他

この業務にかかる予算が可決・成立しない場合は、本賃貸借及び業務の執行は行わないことにする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しない。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市福祉保険部生活支援課

電話 0166-25-6458

FAX 0166-26-7654

電子メール seikatsushien@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- 1 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち「システム一式（ソフトウェア含む）賃貸借（4016）」、「情報システム開発（セットアップ含む）（3281）」、「情報システム保守（ソフト）（3284）」の入札参加資格を有しているこ

と。ただし、生活保護システム機器賃貸借の要件である「システム一式（ソフトウェア含む）賃貸借（４０１６）」については、参加希望者と一体的に連携して機器の設計・構築から保守運用までを行えると認められる場合に限り、参加希望者の指定する賃貸借事業者が入札参加資格を有していればよいものとする。この場合、生活保護システム機器賃貸借の契約は、参加希望者の指定する賃貸借事業者と締結する。なお、参加希望者、参加希望者の指定する賃貸借事業者ともに、本市が定める経営規模等審査基準において、格付等級がAであること。

- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 過去3か年（平成29年度から令和元年度まで）の間に本市、他の地方公共団体又は国と種類をほぼ同じくする契約を締結又は履行していること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 生活保護システム機器賃貸借の実績証明書（様式2）、生活保護システム保守運用関連業務の実績証明書（様式3）

過去5か年の実績を最大10件まで記載することとし、少なくとも1件は過去3か年（平成29年度から令和元年度まで）の間に本市、他の地方公共団体又は国と締結した種類をほぼ同じくする契約を含めること。

賃貸借事業者を、参加希望者が指定する他の事業者とする場合は、当該事業者の様式2を提出するほか、参加希望者と指定する賃貸借事業者との関係（資本、技術提携、共同での事業実績等。）を示す資料（任意様式）を提出すること。

(2) 提出期限 令和3年2月15日（月）消印有効

- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 令和3年2月15日(月)午後5時までに事前に電話連絡の上、書留による郵送により提出すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出要請

第4に定める参加資格要件の確認を行い、令和3年2月17日(水)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を送付する。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和3年2月19日(金)午後5時必着

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和3年2月23日(火)までに説明を求めた者に対し理由説明書を送付する。

第6 提案書作成要領

提案書の提出を要請された者(以下「提案者」という。)は、別紙「生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務仕様書」に基づき、次のとおり提案書を作成し、本市に提出するものとする。

1 提案内容

(1) 会社の概要等について

ア 会社の概要

イ 本業務に対する取り組みと、現在の全国の都道府県、政令指定都市及び中核市での稼働実績をそれぞれ何団体か記載すること。

ウ 平成27年度以降の、全ての北日本コンピューターサービス株式会社製「ふれあい」からのデータ移行実績について、「納入した団体名」、「システム規模」、「納入予定時期」「納入完了時期」等を記載すること。

エ 法改正等への対応やシステム改修費の考え方、国の示す業務システム標準化への対応方針を記載すること

- (2) 生活保護システムの概要等について
- ア 生活保護システムの概要（基本的な考え方・パッケージの特徴的な機能）
 - イ システム機器及びソフトウェアの構成について
 - ① システム機器の構成（処理能力や負荷分散の考え方・最大データ保存量・障害対策、バックアップ方法等）
 - ② 基本ソフトウェア及びデータベースソフトウェアの名称
 - ③ 無線LAN対応ネットワーク構成図及び生活保護システムサーバー/クライアント、ファイヤーウォール、スイッチングハブ、プリンター、スキャナー等構築に必要な機器機器全ての生活保護システム機器構成図
 - ④ その他
 - ウ 本市セキュリティポリシーを踏まえたセキュリティ対策について
- (3) 要求機能一覧（機能・帳票）への対応について
- 生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務仕様書の別紙2「生活保護システム機能要件表」に示す要求機能（機能・帳票）の対応可否について記入して提出すること。
- ※「代替手段で対応」とした場合は、ヒアリング時に代替手段について説明すること。「カスタマイズ対応」とした場合は、カスタマイズ工数を記入の上、納期までにカスタマイズを行い納入すること。「対応不可」とした場合は、その理由について説明すること。また、上記の内容について疑義が生じた場合は、機能の確認を行う。
- (4) 納入計画（移行を含む。）について
- ア 導入までのスケジュールを、開発期間や職員の打ち合わせ、立会いに必要な日数等がわかるように示すこと。
※契約時期は4月上旬を予定している。
 - イ システムの構築体制について
※主要メンバーの生活保護業務経験年数等を記入すること
- (5) 運用支援、保守等について
- ア 操作研修の実施方法・スケジュール
 - イ 保守・運用支援体制
 - ウ 障害発生時の対応体制
- (6) その他追加要素
- ア 生活保護システムの拡張性について
 - イ 仕様書に定めのない効率的な機能について
※特に電子決裁・債権管理業務・査察指導業務・ケースワーク業務について記載すること。

3 費用積算内訳について

費用の積算内訳については、賃借料、委託料に分けて、次の項目別に作成するものとする。

(1) 賃借料

ア ソフトウェア経費

- ① パッケージ費用
- ② 構築費用
- ③ データ移行費用
- ④ カスタマイズ費用

※現行業者によるデータ移行費用の見積もりは、参加表明書を受領し、参加資格を有すると認められた者に配付する。

イ ハードウェア経費（パッケージソフトを除く基本ソフトウェア含む。）

- ① サーバ費用
- ② 基本ソフトウェア費用
- ③ その他、本システムに必要な機器に要する費用

※ハードウェアには、60か月の機器保守費用を含むこと。

(2) 委託料

ア システムの運用支援に要する費用

イ システムの保守に要する費用

ウ マイナンバー制度対応システムの保守に要する費用

エ 上記以外で必要となる費用

4 提案書の書式

提案書は様式4によることとし、次の書類を添付し、提出すること（添付する書類の様式で定めのないものは任意とする。）。

- (1) 提案内容の詳細に係る書類
- (2) 仕様書別紙2「生活保護システム機能要件」（回答を記載したもの）
- (3) 賃借料、委託料それぞれの費用積算内訳
- (4) その他必要な書類

5 記入上の注意事項

- (1) 提案書の様式は、日本工業規格A列4番の用紙に両面印刷とし、文字サイズ10ポイント以上、表紙・目次を含めて60ページ以内を原則とすること。
- (2) 提案書の記載順序及び記載番号は、「第6-1 提案内容」のとおりとすること。
- (3) その他提案についての条件、注意事項等あれば、別紙として添付すること。
- (4) 費用積算内訳について
費用積算内訳については、60か月総額の税抜価格を示すこと。

6 提出方法等

- (1) 提出期限 令和3年2月25日（木）午後5時必着
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 郵送によること。
- (4) 提出部数 9部

7 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、参加希望者の正当な利益を害すると認められるものを除き、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

1 参加表明書及び提案書の作成についての質問は、次により行うこととする。

- (1) 提出書類 質疑応答書（様式5）
- (2) 提出期間

令和3年2月24日（水）までの、旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号。）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時までとする。

- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

2 1の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより送付するものとする。また、旭川市公式ホームページ上にも当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

提案の審査，評価及び特定を行うため，生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において，提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 本市が指定するZ o o m等のW e b会議サービスを用いて，1者ずつ接続して実施する方式とし，1者の持ち時間は説明50分，質疑10分の計60分とする。なお，利用するW e b会議サービスの接続テストは審査会前日までに本市と事業者で協力して行うこととする。

イ 提案に係る資料の追加配付は禁止する。また，デモ機を利用したデモンストレーションは認める。

ウ 欠席した場合は，提案書の審査，評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した，提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書，プレゼンテーション等により，次の審査項目について，審査及び評価を行う。

- (1) 会社の概要等について
- (2) 生活保護システムの概要等について
- (3) システム機能要件表への対応について
- (4) 納入計画について
- (5) 運用支援・保守等について
- (6) その他追加要素
- (7) 積算価格

※現行業者に支払うデータ抽出に係る委託費用は本市が負担するが，その委託費用も含めた積算価格を評価の対象とする。

4 受託候補者の特定

審査会において，3の審査及び評価により，各委員の評価点の合計を加算し順位を付け，最も評価点の高い者を，審査会の合議の上，受託候補者として特定する。この評価点については，審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。

ただし，同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったと

きは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1)の通知日の翌日から起算して7日以内までの、休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、書面の提出のあった日から起算して2日以内に、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

機器賃貸借及び保守運用業務それぞれの受託候補者と当該賃貸借及び業務について協議を行い、内容について合意の上、当該賃貸借及び業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金 免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 毎月後払いとする。

第 11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第 12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和3年2月5日(金)から令和3年2月15日(月)まで
参加資格要件確認結果通知及び提案書提出要請	令和3年2月17日(水)
企画提案書の提出	提案書提出要請日から令和3年2月25日(木)まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年3月上旬予定(提案書提出要請と併せて日時を通知する)
提案書審査結果の通知	令和3年3月上旬予定
契約締結	令和3年4月上旬予定